

令和6年度4月補正予算の概要について

議第52号 令和6年度 一般会計補正予算（第2号）

補正予算額	1,077,920千円
補正前	56,087,879千円
補正後	57,165,799千円

◎ 補正理由

- ・ 国の交付金による物価高騰対応重点支援臨時給付金及び定額減税補足給付金の計上
- ・ 休日の部活動を地域に移行する実証事業に係る経費の計上
- ・ 旧松山中学校体育館の改修に係る設計委託料の計上

◎ 補正項目及び補正予定額

《歳出》

○ 物価高騰対策低所得世帯支援給付金給付事業【新規】 1,057,800千円

低所得世帯に対する給付金と定額減税を補足する給付金に係る経費の計上

(1) 物価高騰対応重点支援臨時給付金 190,000千円

- ・ 対象者：基準日（令和6年6月3日）において本市に住民登録のある次の世帯の世帯主
 - ①新たに令和6年度の住民税均等割が非課税となる世帯
又は住民税均等割のみ課税となる世帯
 - ②上記①の世帯と同一世帯で18歳以下の児童のいる世帯（こども加算）

・ 支給額：①1世帯当たり10万円 ②児童1人当たり5万円

(2) 定額減税補足給付金（調整給付分）840,000千円

- ・ 対象者：定額減税可能額が令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）者
- ・ 支給額：下記①+②の合算額（合算額を万円単位に切り上げ）
 - ①所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額（①<0の場合は0）
 - ②個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額（②<0の場合は0）

※定額減税可能額：所得税分 = 3万円×減税対象人数

個人住民税所得割分 = 1万円×減税対象人数

※減税対象人数：納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数

(3) 支給開始：令和6年7月下旬（予定）

(4) 申請期限：令和6年10月31日（予定）

○ 部活動改革体制整備事業【新規】 9,120千円

県からの委託（2年目）により、休日の部活動を地域に移行する実証事業（主に一中、四中、東部中）に係る経費の計上

○ 体育施設整備事業 11,000千円

仮設屋内スケートリンクに対応する旧松山中学校体育館の改修に係る設計委託料の計上

《歳入》

○ 国庫支出金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,057,800千円

○ 県支出金	
地域クラブ活動体制整備事業（実践研究種別）委託金	9,120千円
○ 市債	
保健体育債	11,000千円